



津市からのお知らせ

NEW TSU

ニューツ



市本庁舎市民課窓口の混雑緩和にご協力を

市民課 ☎229-3144 FAX221-1173



3月・4月は窓口が大変混雑しますので、市本庁舎のほか、次の窓口をご利用ください。住民異動届や印鑑登録、住民票・戸籍関係などの各種証明書の発行もできます。

窓 口		受付時間
市本庁舎市民課		
総合支所市民福祉課 (市民課)	久居・河芸・芸濃・美里・安濃・香良洲・一志・白山・美杉	月～金曜日 …8時45分～16時 (祝・休日を除く)
出張所*	一身田・神戸・高茶屋・榊原・栗葉・千里ヶ丘・波瀬・家城・大三・倭・八ツ山・竹原・太郎生・伊勢地・八幡・多気・下之川	
	高野尾・大里・白塚・栗真・安東・楡形・片田・藤水・雲出	月～金曜日 …9時～16時 (祝・休日を除く)
	アストプラザオフィス*	月～金曜日 …8時45分～20時 土・日曜日、祝・休日 …8時45分～17時
	久居総合支所時間外証明書発行等窓口*	月～金曜日 …16時～20時 土・日曜日、祝・休日 …8時45分～17時



マイナポータルからオンラインで転出届を提出できます。



*一部受け付けできない手続きもあります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

国外転出するときの個人住民税手続き

市民税課 ☎229-3130 FAX229-3331



個人住民税は、1月1日現在の住所地で課税するため、年の途中で転出してもその年の個人住民税は津市に納めることになります。特に国外へ転出する場合は、納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の選任が必要になる場合がありますので「納税管理人申告書」に必要な事項を記入し、市民税課へ提出してください。

また、津市へ再転入した際も、納税管理人の廃止のため同申告書を提出してください。

納税管理人の届け出がないと公示送達*を行うことがありますのでご注意ください。

*市役所の掲示場に一定期間掲示し、その期間が経過したときに書類が送達されたものと見なすこと。

納税通知書の送付前に出国する人

納税管理人の選任が必要です。

納税通知書の送付後に出国する人

納付方法	納税管理人の選任	
個人納付	全額納付済み	不要
	納めていない税金がある	必要
公的年金からの引き落とし(年金特別徴収)	必要	
給与からの引き落とし(給与特別徴収)	必要	

*出国後も個人住民税が会社の給与から差し引かれる場合や、退職時に全額を一括で納めた場合は不要